

---

◇熊谷良夫君

○議長（森元淑雄君） はじめに、12番、熊谷良夫君の一般質問を許可いたします。熊谷良夫君、登壇願います。

（12番 熊谷良夫君 登壇）

○12番（熊谷良夫君） 通告に従いまして一般質問を行います。

転勤などで町外から転入した方に、一日も早く美郷町の文化や自然に親しみ、その魅力を感じていただきたいという思いから提案いたします。

転入手続の届けを提出に来た時点で、町内観光地などのパンフレットと一緒に町内施設の無料券を贈ってはどうでしょうか。あつたか山やサン・アールなどの1泊券や東嶽邸などの入場券を世帯の人数分進呈して、美郷町内の施設を利用いただき、早く美郷町になじんでいただきたいと思っております。

また、美郷のよさを知ってもらい、町外の知人に宣伝していただくよい機会ではないかと思っておりますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

転入する方への対応ですが、転入手続を行っていただく際に提出いただく事前調査用住民異動届によって美郷町に初めて転入される方、あるいは世帯であることが分かった場合、これまでは美郷町まちづくりガイドや防災ハザードマップの配付、防災ラジオを貸与してきておりますが、令和6年2月からは、新たに町の指定ごみ袋をきちんと認識していただくためのサンプル提供と、ごみの出し方に関する冊子を配付しているところです。

一方、転入や転出といった手続に際しては、配慮しなければいけない事情をお抱えの方もいらっしゃると思いますので、町を知っていただくための各般の取組が、必ずしも喜んでいただけるとは限りませんということにも、私どもは留意することが必要ではないかと存じます。

また、長らく町民としてお住まいになっていらっしゃる町民との公平性に鑑みた場合、転入者に対するサービスの施策目的と、その内容の妥当性について十分な検討が必要なものと存じます。そのため、ご提案の記念品等の贈呈については、現段階では実施する考えを持っておりません。

ただし、町内を積極的にPRすることの必要性は認識いたしますので、転入手続時に、任意にお

持ち帰りできますように、戸籍窓口に観光パンフレットを配置することとし、町内外の方との会話時の情報とすることで、町になじむとともに町の情報発信につなげていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○12番（熊谷良夫君） それでは次の質問に移ります。

昨年7月に発生した秋田市を中心とした広範囲な水害で、秋田市の補助金制度を利用した復旧工事を行ったときの経験で、ちょっと違和感を覚えましたので、美郷町ではどうなっているかと調べてみました。

例えば、令和6年度施政方針でも触れていましたが、備品整備にも支援を拡充する地域活動拠点整備事業で、工事などの事業が完成して役場に提出する実績報告書と、役場に対する請求書とともに完成写真、領収書を添付するよう書かれています。一般的に自治会組織が補助金を利用して集会所などの整備を行う場合、施工業者から見積もりを取り、積立金の利用や各戸への負担金などの資金計画を立てますが、役場からの補助金が入ってくることを前提としたものとなっていると思われます。それが、一時的にせよ全額支払わなければならないとすると、借入金の発生など資金計画に大きな狂いが生じてきます。使い勝手のよい制度にするために、発注者側の完成検査後に、施工業者から請求書を受け取った段階で、町への補助金請求ができるような制度にすべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金については、地方自治法第232条の2において「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されております。町では、この規定に基づくとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を踏まえ、美郷町補助金等の適正化に関する規則を定めるとともに、ご質問の補助金に係る美郷町地域活動拠点整備事業費補助金交付要綱を制定し、地域活動拠点の整備等についてお支払いをもって補助事業の完了とし、実績報告を頂いた上で、補助対象経費の範囲内で補助金を後払いする仕組みとしているところです。

一方、美郷町補助金等の適正化に関する規則第7条の2には「補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、補助金を概算払により交付することができる」と交付の特例を規定しております。この規定により、令和2年度は1件、令和3年度は4件について概算払いを

してきているところです。ただし、美郷町財務規則の規定により、事業完了後速やかに精算手続が必要で、その事務手続ももちろんしていただいております。

補助金の定義等を踏まえますと、交付は法令等に従い、一定の手続をもって適正に行うべきですので、請求書をもって補助金交付することはできず、事業資金に課題等を有する行政区に対しましては、概算払制度について周知してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問はありますか。（「ありません。これで終わります」の声あり）

これで、12番、熊谷良夫君の一般質問を終わります。